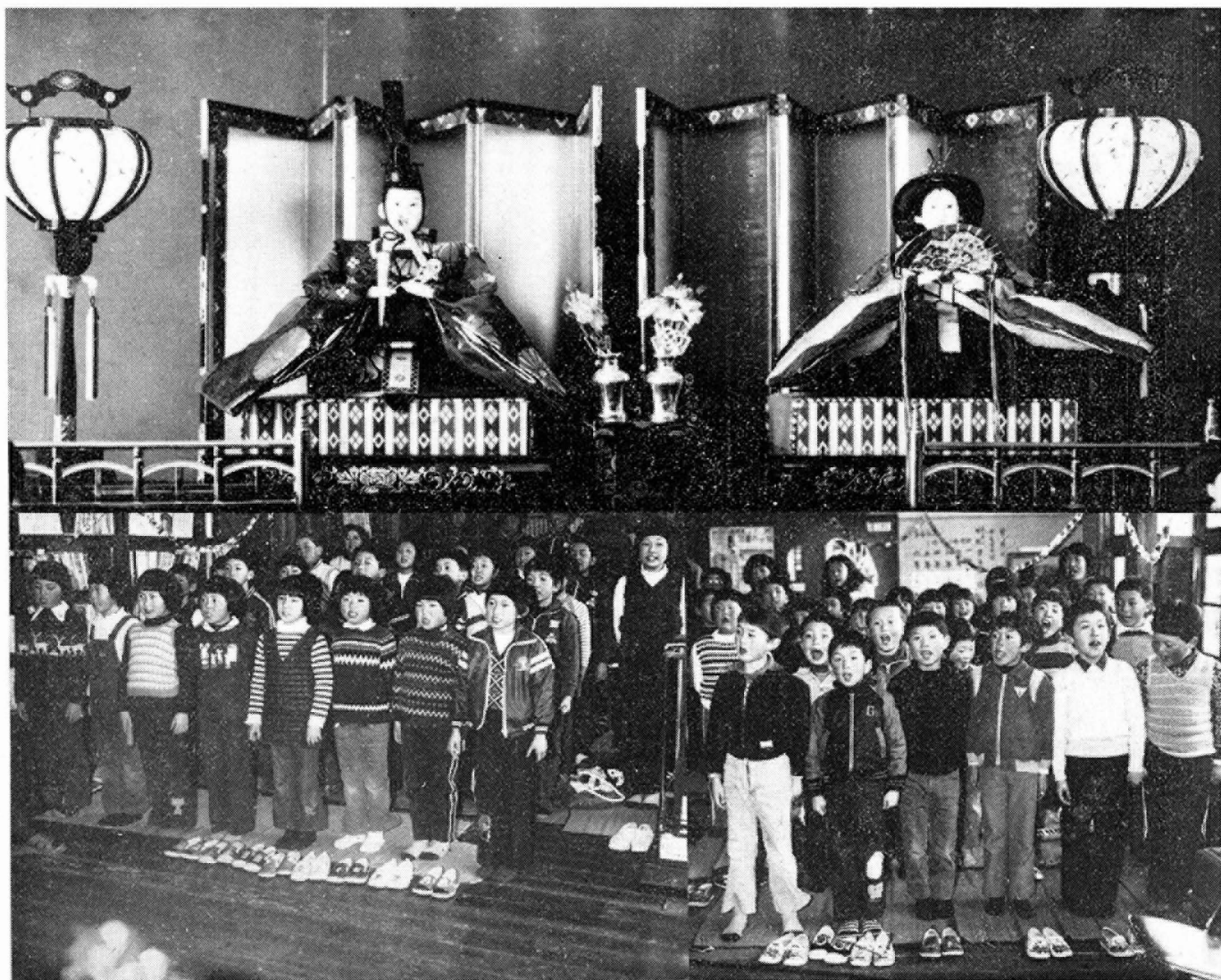


広報 ごじようめ

発行所 秋田県五城目町役場秘書課編集
電話 (018876) 代 2100番
印刷所 湖 東 印 刷 所
電話 (018876) 2430番
一部 5円 郵便番号 018-17
毎月 1日・15日発行



歌や踊りで楽しいおひな祭り ~ 馬場目小で

馬場目小に立派なひな壇

— 佐藤先生どうもありがとう —

在校記念に贈る

三月三日、馬場目小学校(校長石井有保)では、一年生から四年生までの児童生徒で雛(ひな)祭りを行った。

当日、教室にまばゆいほどの立派な雛壇が飾られていた。これは佐藤一先生が在校記念にと、生徒たちに贈ったものである。はじめは三年生までの低学年生を対象に雛祭りを計画したが、四年生からの強い要望で先生たちが寄り切られた格好であった。

オルガンの伴奏以外は、一切生徒たちの手で進められた。各学年から代表者が出て、雛祭りに対する期待や感想、それに佐藤先生に感謝の言葉を述べていた。一年生の歌や器楽で始まったプログラムの内容も踊りあり合奏あり豊かなもので、へだたりのない男女生徒の一生懸命な仕草が素朴(ほく)ではええしかった。

この雛祭りは、五月五日の男の節句に對して、三月三日は女の節句とされている。古くは源氏物語にも登場しているが平安時代、貴族の子どもたちが雛遊びに用いた人形に「ひいな」と称するものがあつたそうで、これが江戸時代にまで伝えられたものだろうといわれている。

はじめは、紙で作られた簡素なものであつたが、布製で公家(くげ)の正装を飾るようになったのは元禄時代。この人形を内裏雛(だいりびな)、御所(ごしよ)雛といっている。

一説では、日本では古くから三月の初めに農耕儀礼の上で、物忘(ものい)みをし、みそぎをしてけがれを払う習慣があつた。そのときに人形を作り、それにけがれを移して流したのが雛祭りの起りともいわれている。『生活歳時記』

元禄時代から今日までの歴史の中で貴族のものから大衆に浸透、娘たちの情緒をはぐくんできた人形たちは今なおその役目を果たしている。

馬場目小学校のみなさんは、雛壇と佐藤先生のイメージがいつも脳裏をかすめることだろう。さわやかなプレゼントである。

五十五年度予算

役場庁舎など三十六億三千万円

今年度比二・九パーセントの伸び

町議会三月定例会は、二月二十八日から三月六日まで八日の日程で行われた。

このたびの定例会は、新年度予算と五十四年度最終補正予算の審議が主なものであった。

来年度一般会計は、役場庁舎の新築予算や道路整備が骨格をなしており、総額三十六億三千六百五十万円、今年度当初予算に比較して二・九パーセントの伸び率となっている。

五十四年度三月補正予算は、二億七千三百四十一万六千円の減額となり、三十四億三千三百三十二万二千円となった。

また一般質問の答弁の中で加賀谷町長は、ごみ焼却場建設予定地を白紙に返すと発言し、注目された。議会上程された案件は、五城目町役場の位置を変更する条例は十五件は原案どおりの可決をみている。

施政説明

五点を柱に

新年度は、住みよい、暮らしよい魅力ある田園都市づくりを目標に、国、県の施策と呼応しながら、公共事業および町単独による投資事業を拡大し、町民福祉の増進、生活環境の整備、教育の振興、道路網の整備促進、産業の振興を五つの柱に、長期総合開発計画事業の着実な実施をはかっていきたい。

以下、その大要を述べてみたい

長期展望が必要な転作

まず、水田利用再編対策については、米の消費減退と生産力の向上から、全国的な規模で在庫が過

剰になり、現在政府は、国民消費量の七カ月分に相当する六五〇万トンの膨大な古米をかかえている。このような状況の中で、転作問題は一時的なものであるのではなく、長期展望に立つてその定着化を推進するために、農家のみなさんと一緒に真剣に取り組まなければならないと思っている。

今年の転作面積一八・一％

五十五年度、本町の転作目標面積は一八・一％で、今年度と対比すると五二・八パーセントの増となっている。

五十四年度は、全町五十八集落のうち、十九集落が集団転作を行い、その面積は、全体（一四一・七％）の四三・五パーセントに当たる六一・五七％であったが、新年度の目標は、六〇パーセントの達

成をめざしている。

この実施集団には、一〇アール当り千二百円、関係農家に一〇アール当り千八百円を今年度同様助成していきたい。

重点転作物の大豆については出荷目標数量を四千五〇俵と推計し、一俵につき千二百円を助成したい。

役場庁舎地上四階地下一階の構想

役場庁舎は、町発展の最大拠点であるばかりでなく、わが町は、秋田県全体の中であって、きわめて重要な地点になり得るものとす。将来展望のもとに、その規模、内容等については、それにふさわしいものにしたいと思っている。

この基本構想については、先ごろの庁舎建設委員会に相談したとおり、周囲の環境、地形などの自然的特性を生かしながら、地下一階、地上四階の鉄筋コンクリート造りにしたいと思っている。

保健センターも同時建設

工事費は、合わせて建築する保健センター五〇〇平方メートルを含めておおよそ十八億円と見込んでいるが、今後さらに見聞を広め、みなさまをはじめ、広く各界からのご意見を求めながら、将来に悔いの残らないものに仕上げたい。

建設期間は三カ年を見込んでいるが、実質的には五十六年度の完成を目ざし、三年目には環境整備と建設機械の車庫を建設したいと思っている。

しかし、予算上は、起債などの関係もあり、およそ、初年度三〇パーセント、二年次五〇パーセント、三年次は二〇パーセントの割合で執行したい考えである。

庁舎関係四億八千万円を計上

新年度予算は、このような考え方から工事請負費に四億二千七百万円、設計委託、設計監理委託および地質調査委託などの委託料として、五千三百九十八万五千円のほか

庁舎建設委員の先進地視察費、会議費、印刷費、建築確認手数料など事務費として、一七七万一千円合わせて四億八千二百七十六万六千円を計上させていただいている。

待望の弓道場整備

雀館運動公園の整備については床面積二〇〇平方メートルの弓道場一棟を建設するのをはじめ、六五〇平方メートルの子どもの広場の築造、九〇〇メートルの園路ランニングロードを造成したく、五千四百六十一万五千円を計上している。

町内のすみずみまで整備舗装

本町における道路網の整備状況は、国、県道の舗装率八六・八九パーセントを始めとして、町道の改良、舗装は各種補助事業にのせて、主要道路のほとんどを整備していることはご承知のとおりである。

今後は、町内のすみずみまで、その枠を広げるべくあらゆる補助事業の適用を考えていくが、該当しないところは、順を追って町単独事業で整備をしていきたい。

中央線五二〇円改良舗装

中央線改良事業は、事業決定区間延長一・二八〇メートル幅員一八メートルの計画であるが前年度までの進捗（ちよく）率は、建物移転が五九戸に達し、五六戸が移転または契約済みで九五パーセント

事業費については、十五億三千三百八十一万円の計画額に達し、十億八千三百八十一万円が実施済みとなっているの

で、七〇・六六パーセントの進捗具合である。

五十五年度は、警察署前国道二八五号線のバイパス交差点から、馬城橋までの区間延長八〇〇メートル、未着工区間五二〇メートルの改良舗装と昭辰町地区の商店など三戸の移転を行う見込みである。

雀館線の整備に四千万円計上

雀館線の町民センターから国道二八五号線岩野地区まで延長三六〇メートルについては、五十五年度から五十九年度までの五カ年間の事業施行期間で、総事業費四億二千万円、建物移転五戸となっている。五十五年度は、事業費四千二百五十五万円で天理教は二戸の移転を実施したい計画である。

高千線の舗装など

町道高千線の舗装など一七〇〇メートルを二千八五〇万円、高崎一広野線

・支障物件五件の移転と用地を五・九八〇平方メートル買収し、三〇〇メートルの工事に着手。

町道入通線道路改良

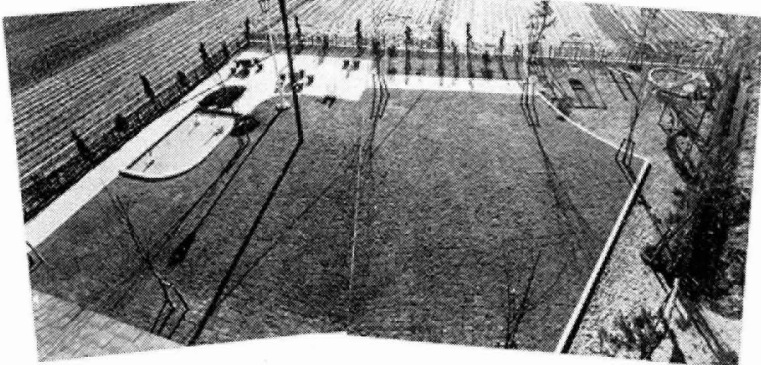
・高千線の終点から窓地まで、延長二・九四〇メートル、幅員六・八メートル五十四年度から着手しているが来年度二五・三〇〇平方メートルの用地買収と除伐立木の補償のほか、四二メートルの道路改良工事を行う。

橋台補強などに着手

町単独事業

大手橋

・道路改良工事 九三八円
・舗装新設工事 一・五八四円
・側溝改良工事 五二五円
・舗装補修工事六路線千五百円



→谷地中農村公園

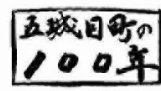
今年も計画されている

- ・小倉一号橋 延長六尺幅員五尺
- ・大手橋 橋台補強
- ・農村総合整備モデル事業
- ・町道改良舗装八路線 二・三〇二尺
- ・農村地域定住促進対策事業
- ・改良舗装 八五〇尺
- ・新農業構造改善事業
- ・道路改良 三四〇尺
- ・議決された議案
- ・議案第一号
- 五城目町役場の位置を変更する条例制定
- これは、役場庁舎の改築に伴う事務所の変更議案である。
- 新庁舎の建設位置についてはすでに庁舎建設委員会の同意を得ており、さらに建設用地の取得についても昨年十二月町議会定例会において議決を得ているが、地方自治法第四条の規定では、地方公共団体の事務所の位置を変更する場合には条例でこれを定めなければならないことになっているので、建設事業を円滑に取り運ぶためにも、建築着工にあたり、その位置を変更する条例を制定するものである。

- 変更して定める位置は、南秋田郡五城目町上樋口字向川原十二プロック二ロットである。
- なお、本条例の施行期日については、新庁舎完成のめどがつくと思われる、昭和五十七年三月三十一日までの間において規則で定める。
- ・議案第二号
- 五城目町議会議員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定
- 五城目町議会議員の報酬について、去る一月二十八日開催の五城目町特別職報酬等審議会の意見に基づき改正を行う条例改正である
- 改正の内容は
- 議長 月額一萬九千円に (五・四%)
- 副議長 〃 一萬円に (五・八%)
- 議員 〃 一〇万六千円に (六・〇%)
- に改めるもので、昭和五十四年十二月一日から適用する。
- ・議案第三号
- 五城目町特別職の非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定
- 本町非常勤特別職の職員のうち五城目幼稚園長の報酬について、例年、議会議員の報酬や町三役職員給の改正と同時に改正を行っていたので、このたび、関係条例の一部改正したもの。
- 改正の内容は
- ・改正の内容は
- 現行月額 六〇、〇〇〇円を 六五、〇〇〇円に改める。
- (引上額五、〇〇〇円)
- アップ率八・三%)
- なお、適用は昭和五十五年四月一日からとする。
- ・議案第四号
- 五城目町特別職の職員の給与ならびに旅費に関する条例の一部を改正する条例制定
- 町長、助役、収入役等、本町特別職の職員の給与月額について改正を行うための条例改正である。
- 議会議員報酬改正案と同様、特

- 別職報酬等審議会の意見を参考にしたもので、改正の内容は、
- 町長 月額四萬四千元 (三・五%アップ)
- 助役 〃 三四萬四千元 (三・六%)
- 収入役 〃 三萬六千元 (五・八%)
- に改め、昭和五十五年四月一日から施行する。
- ・議案第五号
- 五城目町立保育所等設置条例の一部を改正する条例制定
- ・議案第六号
- 五城目町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定
- 国民健康保険事業における葬祭費支給額の改定を内容とする国保条例の一部改正である。
- 改正にあたっては、他の健康保険や他町村との均衡を考慮したもので、現行一件三万円を四万円に引き上げたもので、昭和五十五年四月一日から適用する。
- ・議案第七号
- 五城目町立公民館設置条例の一部を改正する条例制定
- ・議案第八号
- 五城目町消防団員の定員任免給与服務等に関する条例の一部改正
- 本町消防団員の費用、いわゆる出動手当の額の改正を内容とする条例改正。
- 改正の内容は
- ・改正の内容は
- 水災の場合
- 現行 一、〇〇〇円を 一、一〇〇円に

- 警戒の場合
- 現行 一、〇〇〇円を 一、一〇〇円に
- 訓練等の場合
- 現行 七〇〇円を 九〇〇円に改め
- それぞれ全員の平均額程度としたものである。
- この改正は、新年度から適用する。
- ・議案第九号
- 昭和五十四年度五城目町一般会計補正予算(第五号)
- ・議案第十号
- 昭和五十四年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)
- ・議案第十一号
- 昭和五十四年度五城目町簡易水道事業特別会計補正予算(第二号)
- ・議案第十二号
- 昭和五十四年度五城目町水道事業会計補正予算
- ・議案第十三号
- 昭和五十五年度五城目町一般会計予算
- ・議案第十四号
- 昭和五十五年度五城目町国民健康保険特別会計予算
- ・議案第十五号
- 昭和五十五年度五城目町簡易水道事業特別会計予算
- ・議案第十六号
- 昭和五十五年度五城目町水道事業会計予算
- (一般質問等次号に続く)



100

郷土の文化

小野 一二

常領寺境内に「芭蕉翁」と刻んだ高さ二メートル六〇に及ぶ句碑が立っている。天明三年(一七八三)の建立になるもので、吉川五明の名も建立者の一人として見える。五明は蕉風俳諧を秋田にひろめた人で、「奥羽四天王」の一人としてその名は全国に知られていた。碑ができた天明三年は、五明が久保田郊外川尻の小夜庵に隠棲した次の年である。門弟五百人と称する五明の弟子は、きつと五十目とその付近にたくさんいて、五明は幾度も五城目にもやってきて、発句の会に臨んでいるものと思われる。実際、五明は夜叉袋字羽立(八郎湯町)の村井素大のところにやって来ていたし、安永三年(一七七四)に浅見内まで旅をしている。彼は浅見内の温泉に数日逗留したらしい。五明の郷土での足跡をみても、多くの弟子がいたとわかる。

十八世紀から幕末にかけての五城目の俳句人口は、相当なものであったらしい。当時の郷土の村々の肝煎などの村役人たち、大高持たちの俳諧熱は非常なものであった。黒土の石井三友は、発句の会のことや俳人との交遊のことを多く記録している、その交流は相当に広いものであった。

また、五城目地域の社寺には、俳句や和歌の掲額も多くみられ、その古いものは天昌寺にみられるし、富津内八幡神社には宝暦四年(一七五四)の俳句付けの額があたりつたりする。

当時の村々の指導層は、文芸に豊かな趣味をもつ人々であったのである。郷土の文学、ひいては学問、文化の高さがわかる。化政期

に菅江真澄がしばしば訪れているのも、こうした文芸人、文化人をつよめたことだろう。

私は最近、幕末から明治初年にかけての茶会の記録を見る機会があった。時代が変る社会の激動期に、毎月きまつて茶会を催しているのだから、その風雅におどろくしかない。その手控えに書かれた道具の名前は、名品がならんでいる。茶掛、懷石のメニューなど、その文化の高さに目をみはるばかりであった。

近年、生涯教育がさげばれているが、数多く催された句会、歌会などは、当時の学習の場であり、いわゆる生涯学習の類は、すでに人々の日常の中にあつた。

このような、江戸時代末から明治時代にかけての郷土の文化的雰囲気、文化的伝統は今日の郷土に濃密に伝えられている。画人で文人だった福田笑迎、「神楽坂」の作家矢田津世子、ドイツ文学者でゲーテ研究の最高権威木村謹治、俳人北嶋南五など、わが町の文化の水脈から生まれた人々である。

現在も、わが町は文化の町、教育の町といわれている。文化的施設も次々に整えられつつある。伝統の厚みを示す手工芸の技術も、郷土芸能も、「市」も、大切に守られている。

ただ残念なことには、五城目町の文芸人、文化人の研究、郷土芸能の研究、もっといえば文化の歴史の調査研究が、まだ本格的にされていない。わが町の文化の大きな課題がこのことである。

解説「選挙制度」

④

悪質な選挙違反には
連座制が適用

◎不在者投票

有権者が、投票日にやむを得ない事情で投票所に行けない場合、投票日の前に投票できる例外的な制度。

不在投票ができるのは

① 有権者が属する投票区域外で、職務または業務に従事中の場合。

② やむを得ない用務、事故のため投票区がある市町村の区域外に旅行中か滞在中。

③ 病氣、負傷、妊娠、老衰、身体不自由などにより、歩行困難、または監獄などに収容中。

④ 公選法施行規則で定められている交通不便な島などに居住、滞在または職務などに従事中。

⑤ 有権者が属する投票区のある都道府県議会議員選挙区(郡市など)の住所に居住中のいずれかに該当する場合。

不在者投票は、自分の市町村選挙管のほか、他町村選挙管、入院中の病院や老人ホーム、外航中の船舶船員ならその場所でもできる。

不在者投票は

投票日の前日まで

自分が選挙人名簿に登録されている選挙管で不在者投票をする人は投票前日までに印鑑を持って同選挙管に届け、不在者投票の理由を説明、その理由が正しいことの宣誓書を出して投票。

他町村の選挙管で不在者投票をする長期旅行者、出かせぎ者などはまず自分が登録されている市町村選挙管に対して、右の理由や宣誓書をつけて投票用紙などを請求(郵送でもできる)投票用紙と不在者投票証明書などを受け取って自分が投票しようとする市町村選挙管で投票する。

身体に重度の障害のあるものは郵便による不在投票の制度があるこのほか点字、代理投票もでき

るので選挙と十分相談することが必要だ。

◎法定選挙費用

公選法では、公正な選挙運動を確保するために、選挙運動に支出できる費用の最高限度額(いわゆる法定費用)を定めている。この限度額を越して支出した場合は、出納責任者は処罰され、連座制の適用による当選無効などの厳しい制度を受ける。

町村議会議員選挙の場合の算出方法は

- ① その選挙区内の選挙人名簿登録者総数を、その選挙区内議員の定数で割る
- ② それに人数割り額(町村議選は七四一円)を掛け
- ③ さらに固定額を加えた額。

法定費用には選挙用ポ

スターやビラなど含まれるが、候補者が乗る選挙用自動車の費用や供託金などは除かれる。

◎連座制

候補者の連帯責任および当選無効

公選法は、選挙違反のなかでも特に候補者や、選挙運動の中枢になる総括主宰者、出納責任者などが犯したものは、他の者と区別して刑罰を重くしている。

このうち候補者自身だけでなく

① 総括主宰者。

② 地域主宰者。

③ 出納責任者。

④ 事実上の出納責任者(法定費用の半額以上を支出した者)

⑤ 候補者の同居親族が買収など、特に悪質な選挙違反を犯したときも候補者に連帯責任がおよび、候補者の当選無効になる。これが連座制である。

ここでいう「悪質な違反」とは総括主宰者の場合は、

① 有権者に金品などを贈って投票を依頼する買収。利害誘導罪。

② 他候補者を落選させる目的などで新聞、雑誌等を利用する罪。出納責任

者の場合は、選挙費用の法定額違反などである。

ただ同居親族の違反は、その刑が禁固以上の実刑(執行猶予なし)の場合だけ該当する。

候補者自身の違反は、有罪確定と同時に当選が無効となるが、総括主宰者などは有罪確定の通知を受けた日から三十日以内に、高裁に異議の訴訟を起すことができこの結論が出るまでは当選無効とはならない。

◎法定得票数

一定基準以下得票では当選なし

当選人は、候補者のうち得票数の多い者から順次、その選挙区における議員定数に達するまでの者とされている。

しかし、この順位内に入ったものでも、その得票数が法律で定めた一定基準以上に達していないときは、当選人になれない。

民意の反映を

得票数でみる



出産・入学・卒業・就職などのお祝いにお金や品物をおくること

これは、極端に少ない得票の候補者を当選人とすることは、民意を反映した代表者としてふさわしくない、との考えによる制度で、この基準となる得票数を一般に法定得票数という。

法定得票数は、公選法によって各種選挙ごとに規定されており、町議会の議員選挙ごとに規定されており、町議会の議員選挙の場合は「その選挙区の有効投票数を同選挙区の議員定数で割って得た数の四分の一」となっている。

町議選には供託金不要

おわり

54年度

献血目標を上回る

今年度最後の献血は、三月六日役場前など町内四カ所を献血車が巡回して行いました。

五十四年度の献血目標本数は四二四本でしたが、町内のみさんのご理解とご協力により五五三本の献血がありました。当時の献血率は四十六年から常に目標本数を上回っており、今年度は一三〇・四二パーセントの達成率となっています。

小玉さんに銀色有功章

また小玉重吉さん(七倉)は多

▽シリーズ△心の病気 ②

心の病気の訴え方

秋田大学医学部附属病院

久場 政博

前回までにわたしは、いろいろ



な心の病気についてのべてきました。そろそろこのシリーズも残り少なくなりましたが、あとの四回はまとめたいと思います。まず、今回は実際にみなさんがあるいは身近な人が心の病気になるりかけているとき、どのような訴えが出てくるか、紹介したいと

石川 幸雄 27	原田 功輝 14
館岡 清耕 5	武石 正 11
佐藤 真悦 26	小玉 金滋 6
小林 又男 29	伊藤 孝博 6
伊藤 興武 38	金沢 勲 12
小藤 信男 21	金沢 芳彦 4



銀色有功章の楯

小玉ミツエ 3	石川 君子 1
工藤 市男 3	館岡 一美 2
館岡 幸治 16	館岡 幸雄 12
岩田 達夫 5	岩田 隆一 11
渡辺カズ子 29	嶋崎 高明 2
館岡 幸子 1	田原 一人 2
沢田石三男 3	千葉千代美 16
本間 敬悦 6	館岡 弘 3
鳥井裕美子 4	佐藤 敦 1
浅野 淳悦 17	佐藤 茂美 3
石井 久雄 16	北嶋正千代 9
伊藤 静男 8	田中 寿 11
沢田石栄一 28	加藤 昭男 24
佐藤 智 3	高橋ノリ子 6
伊藤 秀夫 20	猿田 悦雄 14
一関 則夫 4	畑沢 敏郎 19
館岡 晃 5	館岡 金敏 15

北条 俊夫 15	小玉 幸樹 1
佐々木三郎 9	伊藤 秀勝 7
佐々木広志 13	渡辺 秀勝 26
尾口 忠春 6	斉藤 金英 6
石井 鉄弥 3	千田 武 14
工藤 春男 2	石井 恵 12
猿田 正一 4	原田 格也 16
進藤 宏 19	伊藤 嘉孝 30
館岡 正美 12	小玉 勝雄 3

高橋 作雄 9	平ノ内幸一 12
菊地 春治 23	原田 稔 14
猿田 孝一 4	伊藤 正三 10
鈴木 弥 9	鷺谷 俊子 9
加藤 鐘子 8	半田 欽一 34
伊藤 久 2	川村 宏 4
渡辺 鉄男 26	石井三和子 13
渡辺 英三 4	羽場 正 5
小林 登 1	佐々木正男 12

し尿浄化槽

定期検査が必要です

最近、し尿浄化槽を設置する家庭や事業所が増えています。また浄化の不完全な放流水もあり、これが河川や湖沼の水質を汚濁する一因となっています。

このため浄化槽の維持管理面の強化をねらいとして、関係法律の施行規則が一部改正されました。それによると、し尿浄化槽(五百人以下)を設置している一般家庭や事業所のみなさんは年一回、厚生大臣の指定する検査機関の検査を受けなければなりません。当時の場合は秋田県予防衛生協会がその検査機関となっています。

検査の内容は浄化槽の外観や設置の状況、モーターなどの機能の状況、水質検査の実施や維持管理の状況となっていますが、詳しいことは五城目保健所にお問い合わせください。

また、し尿浄化槽の設置者(事業主や世帯主など)は定期的な点検、清掃、水質(BOD)検査を専門の業者に依頼するとともに、日常次のことに注意してください。

▽水はきちんと流していますか
一人、一日浄化槽に入る汚水量は五十リットルとなっています。

使用時には水を十分に流すように心掛けてください。

▽異物を流さないように
使用する紙は水溶性のものを使い、新聞紙、タバコの吸い殻、衛生紙、生埋用品などの異物は絶対に投入しないでください。

▽劇薬や洗剤を使わないように
便器の掃除の際、塩酸、クレゾール、中性洗剤を使用すると、槽内の浄化に役だっている微生物を殺してしまいます。

▽モーターの電源を切らないこと
モーターがとまると、槽内の微生物が酸素不足のため死んでしまい、汚物が浄化されず悪臭を放ちます。

自分で気づく症状と気づかぬ症状

①自分自身で気づくもの
A 自分自身で気づくもの
①からだについての訴え
頭痛。はき気。めまい。耳なり。

②精神的な訴え
肩こり。どうき。いきぎれ。手足のしびれ。のぼせ。何となく体がだるい。不眠。朝早く目覚める。体から変なおいがする。

③社会的な訴え
みんなに劣っている、ついていけない。みんなからじやまにされ

④身体的な面
ひきつける。ときどきわからなくなる。手がふるえる。言葉がもつれる。歩くのにひきずる。胃腸が悪くないのに食事をとらない。

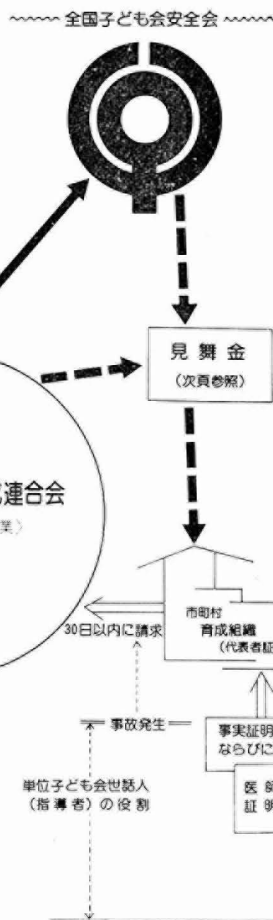
⑤精神的な訴え
いらいらする。考えがまとまらない。気分が落ちつかない。気が重く元気がでない。気が沈む。生



子ども会の活動中事故がおきたとき

子ども会共済事業 録

子ども会活動中におきた万一の事故(傷害・廃疾・死亡)の被害を受けた仲間に対して、見舞金をあげようとする、子ども会仲間の相互扶助の精神に基づいて始めた「子ども会共済事業」は、その趣旨と目的を理解する多くの仲間の参加を得ております。
この子ども会互助共済の輪をさらに広く、大きく発展させていくために、一人でも多くの子ども会関係者の参加加入をおすすめいたします。



秋田県子ども会育成連合会
(子ども会共済事業)

見舞金
(次頁参照)

市町村
育成組織
(代表者証明)

30日以内に請求

事実証明
ならびに請求書

医師証明

事故発生

単位子ども会世話人
(指導者)の役割

単位子ども会世話人
(指導者)

- ・加入の資格と申し込み
秋田県子ども会育成連合会に加入している市町村の
①子ども会会員(五才以上)
②子ども会の世話人・指導者・育成会
③子ども会育成組織の会員
④各単位子ども会ごとに会の世話人(指導者)がとりまとめ、加入者名簿に掛金をそえ、町の育成組織を経由して申し込みます。
⑤掛金を納入した日から加入者の資格が得られます。
⑥五月末日までに加入申し込みの時は加入者としての資格を四月一日にさかのぼって認めます。
⑦年度の途中からでも加入できます。

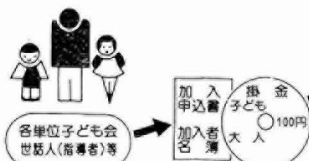
見舞金給付

子ども会世話人(指導者)の管理のもとで、子ども会活動中に(世話人・指導者の管理下に入る往復途中も含む)負傷・廃疾・死亡などの事故が起きたとき。

各単位子ども会世話人(指導者)等は事故の報告書に医師の診断書を添え、町の育成組織の代表者の証明を得て事実が発生してから三十日以内に見舞金の給付を請求します。

秋田県子ども会育成連合会

〒010 秋田市山王中島町1の2
秋田県児童会館内 電話 34-2045



交通教室シリーズ ⑥

夜間はとくに注意が必要

「今年こそ絶対事故にあわない起こさない」を願いにスタートした昭和五十五年でしたが、一月早々連続して三件の事故が起きました。
その原因はやはり「飛び出し」「酔っぱらい歩行」でした。
三月は雪消えのため道路がいたみ、狭くなつて非常に危険です。また子どもや幼児の路上遊戯、飛び出しによる事故も心配です。お互いに注意してください。

夜になると運転者も疲れてきて注意力や視力が低下したり、いねむり運転など危険な状態になる場合があります。また歩行者も自動車のスピードやその遠近がよくわからなくなりますので、道路を横断するときや自動車とすれちがう場合は、昼間に比べていっそう注意が必要です。
とくに歩行者のみなさんは次のことを心掛けてください。

夜間歩くとき

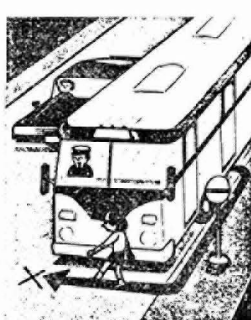
- ・明るいめだつ色の服装にする
- ・道路の横断は、照明のあるところなどできるだけ明るい場所を選ぶ
- ・歩行者が見えにくくなるので、安全な距離間隔をとって無理な横断をしない
- ・靴、衣服、カバン、つえなどに反射材をつけるようにする



車に乗るときなど

また車に乗り降りするときには次のことを守ってください。

- ・車が動いているときに飛び乗ったり、飛び降りたりしない
- ・乗用車に乗り降りするときには、前後の安全を確認してからドアを開け、左側から降り降りする
- ・車から降りて道路の反対側に渡ろうとするときは、降りた車のすぐ前や、すぐ後を横切らない



春は入学、進学、進級、就職などがあり、青少年にとって最も大事な時期です。また、ややもすれば解放感のあまり非行や事故がこりやすい時でもあります。
青少年のみなさんが、しっかりと足もとを見つめ、希望に向かって歩を進めるように、家庭、学校、地域社会、関係機関や団体が一体となって春の健全育成運動を盛りあげてください。運動の期間は三月十六日(家庭の日)から四月二十日(家庭の日)までとなります。
運動の主な内容は次のとおりです。

- ▽青少年に悪影響を与える有害雑誌を家庭に持ちこまない
- ▽お互いあいさつをかわすようにする
- ▽中、高校生を対象とした集いをもち、友だちの輪を広げる
- ▽新入学園児、児童をみんなで交通事故から守る
- ▽新社会人に社会人としてのルールを身につけさせ、早く環境になれさせる

四月一日から

職人の賃金九千三百円

四月一日から職人(大工・左官・板金工)の賃金が、一日九千三百円になります。

これは、先に行われた南秋田郡の総会で決定されたものですが、

春の青少年健全育成運動
地域社会が
ひとつになつて

五城目町もこれに準ずることにいたしました。
何とぞ町民各位のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。
昭和五十五年三月
五城目町建設技能組合
会長 坂谷 貞二助

おじいさん・おばあさん 車に気をつけて

交通安全母の会ホームを慰問

二月二十八日、交通安全母の会（会長、斎藤栄子）は、お菓子やミカンを持って老人ホーム森山荘を訪れ、交通安全を呼びかけた。これは慰問をかねて行ったものでホームを訪れたのは各地区の会長と副会長十人、講師として五城目警察署の婦人警察官が招かれた。

婦警の佐藤さんは「簡単なことが守りにくい」と前置きし、車の速さと老人の動作を対比させながら、横断歩道の渡り方などについて説明した。佐藤さんの丁寧な説明に、お年よりたちはひとつひとつうなずいて聞いていた。また酒を飲んだ時は外に出ないように、とくに自転車には絶対に乗らない

ようにお願いした。会長の斎藤さんはあいさつの中で、いろはかるたの「老いては子に従い」「旅は道連れ世は情け」という言葉を引用して、人の言うことをよく聞いてみんな仲よく元気でいてほしいと語った。

また、忙しい勤務の合間をぬって五城目警察署の署長さんもかけつけ「車は年々多くなるし、免許取得人口も増加しているの、交通安全や横断歩道では十分注意するように」とお願いした。

この後、映画とカラオケ大会があり、ホームのお年よりたちは母の会の会員と楽しい一日を過ごした。当日のホームの様子はAKTテレビにとりあげられ、午後六時半からの番組「レポート秋田」でニュースとして放送された。

全町室内球技大会

役場 バレーボールを制す

― 家庭バレーは帝釈寺チーム ―

三月九日広域体育館で、全町室内球技大会が行われた。

競技種目は、バスケットボール、九人制バレーボール、家庭バレーボールの三種目で三十二チームが参加した。試合の成績は次のとおり。

・バスケットボール
準決勝
役場 28―26 内川
全電通 21―10 農協
決勝
役場 42〔1230〕―17〔825〕 全電通

・バレーボール
九人制準決勝
富田 2―1 潮東総合病院
役場 2―0 エート電機
決勝
役場 2〔2121〕―8〔112〕 0 富田

優勝 五城目町役場
準優勝 全電通
三位 五城目農協

優勝 五城目町役場
準優勝 富田町内
三位 潮東総合病院
家庭バレーボール
準決勝
帝釈寺 2―0 小倉



老人ホームを訪れた母の会のみなさんと婦警の佐藤さん(左)

合が多かった中で、

全国消防功労者に 町内から四人

五十年度度の全国消防功労者表彰伝達式は、三月十一日午後一時三十分から県庁で行われた。

表彰された方は次のとおり（敬称略）

▽消防長官表彰（永年勤続功労章）
佐藤 良蔵（消防署長）
沢田 石栄之助（第十一分団長）
館岡 辰一郎（第三分団長）

▽日本消防協会会長表彰（功績章）
伊藤 豊蔵（消防司令補）

自治功労者として
職員六人が表彰される
このほど秋田県自治会館で行われた第六十回秋田県町村会定期総

入園式・入学式日程
4月4日
▽午前10時
馬場小学校、内川小学校、杉沢中学校、富津内中学校
▽午前10時30分
杉沢小学校、大川小学校
▽午前10時50分
富津内小学校
▽午後1時30分
五城目第一中学校
▽午後2時
五城目小学校

4月6日
▽午前10時
五城目保育園、大川保育園
4月7日
▽午前10時
五城目幼稚園、馬場目保育所
4月8日
▽午前10時30分
富津内保育所
4月9日
▽午前10時
杉沢保育所
4月10日
▽午前10時
内川保育園





おしらせ

交通災害共済の加入受け付け

小さな負担で大きな保障

秋田県市町村交通災害共済組合では、五十五年度交通災害共済の加入を受け付けています。

この交通災害共済は県内のみならず、お互いの助け合いによって交通事故の被災者を救済しようというものです。ですから県内に住んでいる人はだれでも加入でき、また小さな掛金で大きな保障が得られます。

へおいでください。
共済制度の主な内容は次のとおりです。
▽掛金 一人 三百円
(年度中いつ加入しても三百円)
▽共済期間 四月一日から来年度の三月三十一日までの一年間(途中加入の場合は申し込みの翌日から三月三十一日まで)
▽災害共済金 死亡の場合は百万円で、けがの場合は障害の程度に応じて支払われる。
▽対象となる交通事故 道路上で自動車、オートバイなどに乗車中、または歩行中にこれらの車により事故がおこり、死亡したり、けがをしたとき。
▽交通遺児等奨学金 遺児等一人につき月額四千円を支払われる。
※詳しいことは住民課へおたずねください。

△町民講座▽
家庭を習いませんか

五城目町公民館では、町民講座「家庭料理コース」の受講生を募集しています。

この講座は一般家庭の婦人を対象にしたもので、四月から毎月一回、第三土曜日の午後一時三十分から、町民センターの実習室で行います。学習は家庭料理の実習が主体となっています。
受講の申し込みは次のとおり。
申し込み先 五城目町公民館(電話四四一一)
※電話での申し込みも受け付けます。
募集の締め切り 三月末日
募集人員 五十名

手芸教室の生徒募集

秋田県手芸振興会では、五十五年度手芸教室の生徒を募集しています。

ます。この教室は女性を対象に、週一回四時間のレッスンを約一年間(四十週)行います。修了時の五十六年三月には講師免許が与えられます。

▽教室科目

七宝工芸科 月曜日
手編科 火曜日
皮革工芸科 水曜日
藤工芸科 木曜日
押絵科 金曜日
袋物科 金曜日
アートフラワー科 金曜日
▽募集人員 各科 二十人
▽レッスンの時間 午前十時～午後三時
▽入学金 二千元
▽月謝 三千五百円
▽申し込み締め切り 四月十五日
▽申し込み先、問い合わせ先 秋田県手芸振興会
秋田市手形住吉町四二二三
内職センター内
電話 33-7635

善意銀行預託者

九千四百十円 匿 名
(カンボジア難民の救援金として)
・三月十日 一万円 湯ノ又 沢田石喜雄
(亡父喜代松様の香典返しとして)
・三月八日 五万円 西野 千田安太郎
(亡父石五郎様の香典返しとして)
・三月八日 三万円 上樋口 猿田鉄五郎
(亡父兼之助様の香典返しとして)
・三月八日 煙草 日本専売公社秋田支局
老人ホームに寄せられた善意
・二月二十八日 映画会、カラオケ大会、慰問品
五城目町 交通安全母の会
・三月三日

誕生

おめでとう

ございます



高田 清隆 友子 二男
小玉衣吏子 2、17
光代 綱子 長女
中村 石井 梓 2、20
豊 美喜子 長女

おくやみ

申し上げます

町内名	55年 4 月					
	1回	2回	3回	4回	5回	6回
広ヶ野	1	7	12	18	23	
希望ヶ丘	1	7	12	18	23	
田町	1	7	12	18	23	
上田町	1	7	12	18	23	
今町	1	7	12	18	23	
御蔵町	1	7	12	18	23	
小川原町	1	7	12	18	23	
新町	2	8	15	19	25	
一番町	2	8	15	19	25	
古川町	2	8	15	19	25	
紀久米町	2	8	15	19	25	
中川原町	2	8	15	19	25	
館崎	2	8	15	19	25	
岩城町	2	8	15	19	25	
築地町	3	10	16	20	26	
畑町	3	10	16	20	26	
新畑町	3	10	16	20	26	
矢崎	3	10	16	20	26	
仲町	5	11	17	22	27	
長町	5	11	17	22	27	
米沢町	5	11	17	22	27	
雀館	5	11	17	22	27	
昭辰町	5	11	17	22	27	
大川一区	5	11	17	22	27	
二区	5	11	17	22	27	
三区	5	11	17	22	27	
四区	5	11	17	22	27	
馬場目	4	14	24			
津内川	4	14	24			
富内川	4	14	24			
大川(本村以外)	9	19	30			
面溝	9	19	30			
馬川	9	19	30			

直接搬入の場合は
前もって焼却場へ
ご連絡ください。
(電話 3958)

< 直接搬入料 >

2ト未満 積み 6000円
2ト～4ト未満 積み 9000円
4ト以上 積み 13500円
※収集日が多少変更になることがあります。収集日程表を必ず見てください。



帝釈寺	草皆	拓弥	2、12	三女	二四日	栗山 ミサ 64 畑町
古川町	柳原	裕	2、7	長男	二十日	沢田石喜代松 79 湯ノ又
岡本	喜孝	みづほ	2、2	長男	十七日	菅沢 富一 44 今町
紀久米町	辰美	威智子	2、1	長女	十七日	高田ヨシノ 55 岩城町
築地町	京野	正	1、31	長男	十五日	松橋 長蔵 75 浅見内
一番町	佐藤瑠美子	とし子	1、24	長女	九日	伊藤 富蔵 66 大川二区
新畑町	村上 香織	明子	1、25	長女	五日	金野 キサ 85 平ノ下
中川原	近藤 貴征	博子	1、18	三男	二九日	佐藤 孫一 76 小倉
岡本	斎藤真喜子	厚子	1、21	長女	二日	千田石五郎 79 西野
新畑町	村上 香織	明子	1、25	長女	三日	児玉孫左衛門 82 中村
一番町	佐藤瑠美子	とし子	1、24	長女	九日	高沢 俊雄 52 今町
築地町	京野	正	1、31	長男	十五日	伊藤 富蔵 66 大川二区
紀久米町	辰美	威智子	2、1	長女	十七日	松橋 長蔵 75 浅見内
岡本	喜孝	みづほ	2、2	長男	十七日	高田ヨシノ 55 岩城町
古川町	柳原	裕	2、7	長男	二十日	沢田石喜代松 79 湯ノ又
帝釈寺	草皆	拓弥	2、12	三女	二四日	栗山 ミサ 64 畑町